

平成24年4月13日

各区役所
窓口サービス課長 様
保険年金担当課長 様

福祉局生活福祉部
国保収納対策担当課長
(担当：東谷、吉原)

国民健康保険料における滞納処分の停止について

標題について、債権は原則、収入（自主納付・強制徴収）によって完納するか、滞納処分の停止等を経て不納欠損処理して完結させるものであり、そのためには、滞納者の納付能力を見極める必要がある。

滞納者の納付能力を見極めず、徴収できない債権にいつまでも労力を注いでいるのは、徴収可能な債権回収の妨げになるとともに、滞納整理事務の停滞に繋がることとなる。

収入（自主納付・強制徴収）により完納するのか、滞納処分の停止処理をするのかの見極めは、可能な限り早期に行う必要がある。

よって、平成21年7月10日付けで「国民健康保険料における滞納処分の停止について」を発出し、滞納処分の停止を国民健康保険料に準用することとし、取り扱ってきたところであるが、平成24年3月27日付けで大阪府福祉部国民健康保険課長から「生活保護世帯からの国民健康保険料（税）の徴収などについて（通知）」が発せられたことから、次のとおり取り扱うこととする。

なお、端末操作については、端末操作マニュアルのとおり。

記

1 滞納処分の停止

滞納処分の停止（以下、停止という）とは、滞納処分を執行すると滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合、滞納処分の実益がない場合及び滞納処分の対象となる財産がない場合等において職権で行う納付緩和制度で、当該滞納処分の停止が取り消されずに3年間継続した場合は、納付義務が消滅し、不納欠損処理する。

地方税法においては、一定の要件に該当する場合は、停止決議後直ちに納付義務を消滅させることができると規定されているが、国民健康保険料においては即時の納付義務消滅は適用しない。

2 停止と時効について

国民健康保険料の時効は本来、2年で完了するが、滞納者と接触した際に、本市が意図的に未収債権の一部を承認させずに時効完成に至らすことは不適切な取り扱いであるため、未収債権は必ず全額を承認させる必要があることから、分割納付誓約等により毎年、時効が中断され、10年近く前の年度の未納保険料が滞繰分保険料調定として存在している。

しかし、停止決議された債権は、本来の時効完成日と停止決議した日の翌日から起算して3年を経過した日のいずれかが到達した日で納付義務が消滅し、不納欠損が可能となるため、未納状態で長期間放置されている債権が停止要件に該当すれば、適切に未収債権を承認させながら、不納欠損することができる。

また、処分可能な財産を有している等により、停止要件に該当しない場合は、速やかに滞納処分を執行することで未収債権を回収する。

3 停止の要件

(1) 無財産

無財産とは、滞納処分する財産がない場合であり、停止に該当するかどうかを判定する時点において、差し押さえるべき財産がない場合の他、次に掲げるいずれかに該当する場合をいう。

ア 財産はあるが差押えができない場合

(ア) 無益な差押えの禁止（国徴48②）に該当する場合

(イ) 絶対的差押禁止（国徴75）に該当する場合

(ウ) 給与等の差押禁止（国徴76）に該当する場合

(エ) 社会保険制度に基づく給付の差押禁止（国徴77）に該当する場合

(オ) 他の法令による差押禁止（生活保護法等）に該当する場合

イ 財産はあるが無財産と認定する場合

(ア) 財産差押え可能な財産が、その性質、形状又は消耗の程度から見て換価が著しく困難であると認められるもの。

(イ) 差押可能な財産が債権で、その取立てが困難なもの等。

(ウ) 差押可能な財産があっても、滞納処分費及び国民健康保険料に優先する債権を考慮に入れると保険料に充てるべき金額がないもの。

ウ 海外に財産がある場合

(2) 生活保護法による保護を受けた場合

生活保護法による保護を受けたことで、国民健康保険の資格を喪失した場合。

(3) 生活困窮

生活困窮とは、滞納処分を行うと生活を著しく窮迫させる場合であり、滞納処分の停止に該当するかどうかを判定する時点において、次に掲げる場合

のいずれかに該当する場合をいう。

ア 滞納者の財産を滞納処分することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持することができない程度の状態になる恐れがあると認められる場合

※ 滞納者が差押禁止財産以外に多少の財産を有していても所得が僅少で安定性がないため、その生活の維持が難しい場合又はその財産が現に生活の維持に必要な不可欠と認められる場合等は、この事由に該当する。

なお、居住用の財産は、家族構成等により一概に定めることはできないが、近隣の小規模家屋と均衡を失することにならない程度の土地・家屋の所有を認めることが可能である。

イ 滞納処分を行っている滞納者の所有財産につき当該財産を換価することにより、生活保護法の適用を受けなければならないほどではないが、次のいずれにも該当する場合は、徴収上弊害がある場合を除き、「生活困窮」に当たるものとして取り扱っても差し支えない。

(7) 換価により生活の本拠が失われること。

(1) 滞納者が老齢、病気、負傷その他これに準ずる事実により所得能力を欠いており、将来において回復の見込みがないこと。

(4) 所在不明

滞納者の所在及び滞納処分可能な財産がともに不明の場合。

必要とする調査を行っても、なお、その所在及び財産がともに不明である場合をいう。

滞納者が所在不明であっても財産がある場合は、停止できない。

4 停止する滞納額

国保資格を喪失している場合を除き、原則として滞納繰越分保険料を停止対象とする。

5 停止の通知

停止を行った場合は、その旨を滞納者に通知することとされており、当該通知は滞納者の財産について滞納処分を行わないことを周知させる趣旨のものであり、原則として文書（別紙1）により通知こととするが、当該通知は停止の効力が生じる要件ではない。

また、公示送達の手続きも必要ない。

6 停止の効果

(1) 差押えの禁止及び差押の解除

「生活困窮」を事由として停止を行った場合は、停止の期間中、当該停止に係る徴収金について、新たな差押えを執行することはできない。

また、既に執行している差押えについても解除しなければならない。

(2) 停止期間中の交付要求（参加差押）

停止決議後も、交付要求及び参加差押は執行することができる。

なお、停止期間中の参加差押につき、先行差押えが解除されたことにより当該参加差押えが差押の効力を生じた場合で、充当見込みがないと認められる場合は差押を解除する。

(3) 納付義務の消滅

停止を行った場合において、その停止が取り消されないうで3年の期間を経過した場合、納付義務は消滅する。

この場合において、「3年の期間を経過したとき」とは、停止決議をした日の翌日から起算して3年を経過した日をいう。

7 停止事務にかかる必要調査事項

調査事項は「滞納処分停止必要調査事項」（別紙3）のとおり

(1) 市内居住者

ア 無財産・生活困窮

市税事務所、金融機関等の実情調査を実施すること。

イ 所在不明

郵便物を送付しても返戻される場合は、財産調査及び臨戸調査により転居先等の実情調査を実施すること。

(2) 市外転出者

ア 無財産・生活困窮

金融機関等の財産調査の他、他市町村へ必ず所有財産及び所得等について、照会による実情調査を実施すること。

イ 所在不明

転出先住所に郵便物を送付しても返戻される場合は、最新の住基異動情報等、転出先の市町村へ照会による実情調査を実施すること。

8 停止の取消

停止期間中に停止の要件に該当する事実がなくなった場合は、その停止を取り消さなければならない。

また、別紙2により、停止の取消しを通知するが、停止の通知を行わなかったものについては、当該取消通知を行う必要がない。

9 停止決議後の調査

停止決議後に一部納付や現年度保険料と併せて分割納付により完納する旨の申し出があった場合は、随時調査を行うこと。

随時調査したもの以外は、毎年1回、必ず調査を行うこと。

また、停止後3年経過するまでに必ず最終調査を行うこと。

(1) 調査方法

次により、調査を実施し、停止の要件に該当する事実がなくなった事が判明した場合は、速やかに停止を取り消すこと。

ア 無財産・生活困窮の場合

新たな財産の取得、所得の増加及び住民情報等を公簿調査する。

新たな財産の取得が判明した場合は、資金源の追及を行うこと。

一部納付や分割による納付の申し出があった場合は、世帯の実情を改めて聴取し、所得増加の有無等を公簿調査する。

市外転出している場合は、転出先市町村へ、滞納者の実情照会を行う。

イ 所在不明の場合

新たな財産の取得、所得の増加及び住民情報等を公簿調査する。

住民基本台帳の調査を行い、異動が判明した場合は、新たな住所への文書送付や必要に応じて実地調査を行う。

市外転出している場合は、転出先市町村へ、滞納者の実情照会を行う。

10 停止における注意点

現年度保険料に併せて、滞納繰越分保険料を分割納付しているが、滞納繰越分には少額しか充てることができない場合や、資格喪失後に分割納付している場合であって、完納までに長期間（概ね10年以上）を要し、滞納繰越分への少額納付がやむを得ない状況であり、停止要件に該当する場合は停止することができる。

しかし、直近2年間、分割納付の完全履行が確認できる場合に限る。

また、概ね3年間の納付予定額を控除した月期別保険料を停止する。

ただし、財産調査により滞納処分可能な財産が判明した場合は、誓約中の分割納付期間終了後に一括納付を促し、応じられない場合は、速やかに滞納処分を執行する。

11 停止における決議理由記載例

(1) 無財産により停止とする場合

ア 給料金額が差押禁止金額以下の場合

不動産・銀行預金等の財産調査をするも滞納処分をする財産見当たらず、給料収入のみ。その給料金額も差押禁止額以下のため、滞納処分の執行できず。

よって滞納者の資力が回復するまで、地方税法第15条の7第1項第1号により滞納処分の停止を決議する。

イ 換価困難な財産の場合

財産調査するも債権関係見当たらず、不動産あるも年数がかなり経過し

ており、滞納処分を執行しても換価価値なしと判断される。

よって滞納者の資力が回復するまで、地方税法第15条の7第1項第1号により滞納処分の停止を決議する。

ウ 取立て困難な財産の場合

財産調査により銀行預金判明するも、反対債権多く取り立て不可で、他の財産も見当たらず。

よって滞納者の資力が回復するまで、地方税法第15条の7第1項第1号により滞納処分の停止を決議する。

エ 納付能力がない場合

財産調査するも見当たらず。本人は（病気・高齢等）により、今後就労の見込みなし。生活は本人の年金と家族の援助により維持。

よって滞納者の資力が回復するまで、地方税法第15条の7第1項第1号により滞納処分の停止を決議する。

(2) 生活保護法による保護を受けた場合

別紙生保連絡票のとおり、○年○月○日から生活保護受給中。

よって、滞納者の資力が回復するまで、地方税法第15条の7第1項第2号により滞納処分の停止を決議する。

(3) 生活困窮により停止とする場合

ア 不動産所有で所得が僅少の場合

営業収入あるも○年から収入少なく（赤字決算）安定性がなく、生活維持が困難な状態である。また、居住用として不動産を所有しているが、近隣の小規模家屋と均衡を失することにならない程度の土地・家屋であり、生活基盤である。抵当権等を考慮すると、保険料に充てるべき金額に満たないと判断される。

よって、滞納者の資力が回復するまで、地方税法第15条の7第1項第2号により滞納処分の停止を決議する。

イ 滞納処分を行っている場合

現在、居住用の不動産を差押中であるが、不動産以外の財産調査するも換価及び滞納処分の対象となる財産見当たらず。また、本人は（病気、高齢）により所得能力を欠いてしまい、今後就労の見込みもなくなった。

なお、現在の生活は本人の年金と家族の援助により維持。将来においても回復の見込みなく、滞納処分中の不動産についても抵当権等多大の債務があり、公売しても保険料に充てる金額なし。

よって、不動産の差押を解除し、滞納者の資力が回復するまで、地方税法第15条の7第1項第2号により滞納処分の停止を決議する。

(4) 住所（居住）及び財産が不明により停止とする場合

ア 勤務先不明、住基ありで郵便返戻の場合

銀行預金等財産調査するも見当たらず。○月○日、催告書郵便返戻ありで、実地調査するも居住なし。家主○○方へ架電し居住確認すると、○月○日に引っ越して、敷金等も全て清算済み、転居先・連絡先については聞いていないとのこと。勤務先も不明。

よって滞納者の所在及び滞納処分することができる財産が判明するまで、地方税法第15条の7第1項第3号により滞納処分の停止を決議する。

イ 市外居住で郵便返戻の場合

銀行預金等財産調査するも見当たらず。○月○日、催告書郵便返戻あり。市町村照会するも、住基異動なし、勤務先不明、不動産なし。

よって滞納者の所在及び滞納処分することができる財産が判明するまで、地方税法第15条の7第1項第3号により滞納処分の停止を決議する。

1.2 停止決議における添付書類等

- (1) 「財産調査回答書」
- (2) 生活保護法による保護を受けている者は「生保連絡票」
- (3) 必要に応じて世帯の実情を聴取した「記事カード」の写し
- (4) 決議には決議理由のほか、生活費の出所、財産状況、債権・債務の有無等の内容を記載すること。

1.3 参考資料

「生活保護基準額表」(別紙4)

「滞納処分の停止に関する根拠法令等」(別紙5)

平成 年 月 日
第 号

様

大 阪 市 長

大 阪 市 区

大 阪 市 区 役 所
窓 口 サ ー ビ ス 課 (保 険 管 理)
06-

滞納処分の停止通知書

次の滞納国民健康保険料について、貴方の現状をかんがみ、地方税法第15条の7第1項第 号を適用し、一時滞納処分の執行を停止しましたので通知します。

しかしながら、これによって国民健康保険料の納付義務が消滅したわけではありせんから、資力が回復しだい、直ちに納付してください。

記

年度	相当年度	月別	保険料額	督促手数料	延滞金
合 計					

※ 延滞金は平成 年 月 日現在で算出された金額です。

平成 年 月 日
第 号

様

大 阪 市 長

—
大 阪 市 区

大 阪 市 区 役 所
窓 口 サ ー ビ ス 課 (保 険 管 理)
06—

滞納処分の停止取消通知書

次の滞納国民健康保険料については、滞納処分の停止をしておりましたが、調査の結果その理由がないと認められますので、地方税法第15条の8第1項の規定により、その停止を取り消しましたので、通知します。

記

年度	相当年度	月別	保険料額	督促手数料	延滞金
合 計					

※ 延滞金は平成 年 月 日現在で算出された金額です。

滞納処分の停止必要調査事項

適用区分	調査事項	実情調査				金融機関等調査						市税事務所の調査 市民税課税台帳・申告書・給報 固定資産税課税台帳 収納状況・処分状況 ○ 必須調査項目 △ 状況により調査が必要な項目	
		臨戸調査	住基台帳	市税事務所	給与調査	他市町村	居住地付近	前住地付近	転出先付近	事業所・勤務先周辺	ゆうちょ銀行		生命保険
世帯区分	所得割無	△		○		△	○	△	△		○	△	
	所得割有非課税	△		○	△	△	○	△	○	○	○	△	
	所得割有課税	△		○	△	△	○	△	○	○	○	△	
	未申告	△		○		△	○	△	△	○	○	△	
無財産	生活保護												
	所得割無	△		○		△	○	△	△	○	○	△	
	所得割有非課税	△		○	△	△	○	△	○	○	○	△	
	所得割有課税	△		○	△	△	○	△	○	○	○	△	
生活困窮	未申告	△		○		△	○	△	△	○	○	△	
	所得割無	○	○	○		△	○	△	△	○	○	△	
	所得割有非課税	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	△	
	所得割有課税	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	△	
所在不明	未申告	○	○	○		△	○	△	△	○	○	△	
	所得割無	○	○	○		△	○	△	△	○	○	△	
	所得割有非課税	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	△	
	所得割有課税	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	△	

市外転出後所在不明となった場合は転出先の市町村に照会すること。
市内に住民登録等を有しながら、所在不明となっている場合は不現住登録も行うこと。
住居外被保険者の場合は、住民登録を有する市町村へ照会、又は本籍を有する市区町村へ戸籍附票の請求を行うこと。

※調査については必要最小限の例示であり、事案により必要と認められる場合は別途調査すること。
※世帯区分は、直近の所得割の賦課状況及び市府民税の課税状況